

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程を公布する。
平成29年 3 月10日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第 6 号

大阪広域水道企業団運営協議会規程の一部を改正する規程

大阪広域水道企業団運営協議会規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(役員) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 副議長兼ブロック長、ブロック長及び幹事は、委員の互選による。 <u>ただし、規約別表第 2 に掲げる地方公共団体の委員を除く。</u>	(役員) 第 3 条 (略) 2 (略) 3 副議長兼ブロック長、ブロック長及び幹事は、委員の互選による。
(専門部会) 第 9 条 協議会に、第 2 条各号に掲げる事項を調査審議させるため、次に掲げる専門部会を置く。 (1) <u>水道</u> ・工業用水道部会 (2)・(3) (略) 2—4 (略)	(専門部会) 第 9 条 協議会に、第 2 条各号に掲げる事項を調査審議させるため、次に掲げる専門部会を置く。 (1) <u>用水供給</u> ・工業用水道部会 (2)・(3) (略) 2—4 (略)

附 則

この規程は、平成29年 4 月 1 日から施行する。